

岩手県告示第689号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成26年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 岩手県内における国道4号及び国道46号の全区間並びに東北横断自動車道釜石秋田線の東和インターチェンジから宮守インターチェンジまでの区間
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年10月1日から平成27年2月27日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（道路基準点（200m）の整備）